特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和８年３月２３日
高槻市農業協同組合

当組合では、「大阪府安全なまちづくり条例」の改正や、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりＪＡ貯金口座(キャッシュカード発行口座)でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ＡＴＭ操作に不慣れなご高齢の方をＡＴＭに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　対象となるお客さま

①過去 3 年以上、ＪＡ貯金口座(キャッシュカード発行口座)でのお取引がない満 65 歳以上の個人のお客さま

②過去 3 年以上、ＡＴＭの振込機能を利用していない満 65 歳以上の個人のお客さま

２　利用制限について

・上記１.①に該当するお客さまは、ＪＡバンクキャッシュカードを利用した１日あたりの「出金＋振替の合計金額」を 10 万円に、ＡＴＭでの振込限度額を 0 円に制限させていただきます。

・上記１.②に該当するお客さまは、ＡＴＭでの振込限度額を 0 円に制限させていただきます。

３　利用制限の開始日

令和 8 年 4 月 22 日（水）

４　その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまはお取引のある支店窓口までお申し出ください。

以　上